

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年8月12日(2016.8.12)

【公表番号】特表2015-522000(P2015-522000A)

【公表日】平成27年8月3日(2015.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2015-049

【出願番号】特願2015-519375(P2015-519375)

【國際特許分類】

A	6	1	K	45/00	(2006.01)
A	6	1	P	27/02	(2006.01)
A	6	1	P	25/02	(2006.01)
A	6	1	P	43/00	(2006.01)
A	6	1	K	31/403	(2006.01)
A	6	1	K	9/08	(2006.01)
A	6	1	P	29/00	(2006.01)
A	6	1	P	39/02	(2006.01)
A	6	1	K	9/20	(2006.01)

(F I)

A	6	1	K	45/00			
A	6	1	P	27/02			
A	6	1	P	25/02	1	0	1
A	6	1	P	43/00	1	1	1
A	6	1	K	31/403			
A	6	1	K	9/08			
A	6	1	P	29/00			
A	6	1	P	39/02			
A	6	1	K	9/20			

【手續補正書】

【提出日】平成28年6月24日(2016.6.24)

【手續補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レーベル遺伝性視神経症の治療において眼科用神経保護薬として使用するのに適した、少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬と薬学的に許容される賦形剤とを含む眼科用組成物。

【請求項2】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノプリル、ラミプリル、カプトプリル、trandolapril、モエキシプリル、リシノプリル、キナプリル、エナラプリル、ペリンドプリル、ベナゼプリルおよびそれらの混合物である、またはフォシノプリル、ラミプリル、カプトプリル、trandolapril、モエキシプリル、リシノプリル、キナプリル、エナラプリル、ペリンドプリル、ベナゼプリルおよびそれらの混合物の活性代謝物である、請求項1に記載の眼科用組成物。

【請求項3】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノプリラート、

トランドラブリラート、モエキシブリラート、ラミブリラート、キナブリラート、エナラブリラート、ペリンドブリラートおよびベナゼブリラートである、請求項2に記載の眼科用組成物。

【請求項4】

固体剤または液剤の形態である、または経口的に、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、局所的に、または眼内注射によって投与することができる、請求項1から3のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項5】

前記局所投与が、点眼剤によるものである、請求項4に記載の眼科用組成物。

【請求項6】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.001から15%(w/v)、好ましくは0.05から10%(w/v)、より好ましくは0.1から3%(w/v)の範囲の濃度で投与される、請求項1から5のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項7】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.1から0.2ml量で2%(w/v)の濃度で眼内注射により投与されるラミブリラートである、請求項1から4または6のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項8】

レーベル遺伝性視神経症に罹患している人の視覚機能の維持または回復のために眼科用神経保護薬として使用するのに適した、少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬と薬学的に許容される賦形剤とを含む眼科用組成物。

【請求項9】

前記視覚機能が、視力または視野である、請求項8に記載の眼科用組成物。

【請求項10】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリル、ラミブリル、カプトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物である、またはフォシノブリル、ラミブリル、カプトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物の活性代謝物である、請求項8または9に記載の眼科用組成物。

【請求項11】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリラート、トランドラブリラート、モエキシブリラート、ラミブリラート、キナブリラート、エナラブリラート、ペリンドブリラートおよびベナゼブリラートである、請求項10に記載の眼科用組成物。

【請求項12】

固体剤または液剤の形態で存在する、あるいは経口的に、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、局所的に、特に点眼剤により局所的に、または眼内注射によって投与することができる、請求項8から11のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項13】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.001から15%(w/v)、好ましくは0.05から10%(w/v)、より好ましくは0.1から3%(w/v)の範囲の濃度で投与される、請求項8から12のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項14】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.1から0.2ml量で2%(w/v)の濃度で眼内注射により投与されるラミブリラートである、請求項8から13のいずれか一項に記載の眼科用組成物。

【請求項15】

レーベル遺伝性視神経症の治療のための、少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬と薬学的に許容される賦形剤とを含む眼科用組成物を含む眼科用医薬。

【請求項 16】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリル、ラミブリル、カブトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物である、またはフォシノブリル、ラミブリル、カブトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物の活性代謝物である、請求項15に記載の眼科用医薬。

【請求項 17】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリラート、トランドラブリラート、モエキシブリラート、ラミブリラート、キナブリラート、エナラブリラート、ペリンドブリラートおよびベナゼブリラートである、請求項16に記載の眼科用医薬。

【請求項 18】

前記眼科用組成物が、固形剤または液剤の形態である、または経口的に、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、局所的に、または眼内注射によって投与することができる、請求項15から17のいずれか一項に記載の眼科用医薬。

【請求項 19】

前記局所投与が、点眼剤によるものである、請求項18に記載の眼科用医薬。

【請求項 20】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.001から15%(w/v)、好ましくは0.05から10%(w/v)、より好ましくは0.1から3%(w/v)の範囲の濃度で投与される、請求項15から19のいずれか一項に記載の眼科用医薬。

【請求項 21】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.1から0.2ml量で2%(w/v)の濃度で眼内注射により投与されるラミブリラートである、請求項15から18または20のいずれか一項に記載の眼科用医薬。

【請求項 22】

レーベル遺伝性視神経症に罹患している人の視覚機能を維持するまたは回復させるための、少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬と薬学的に許容される賦形剤とを含む眼科用組成物を含む眼科用医薬。

【請求項 23】

前記視覚機能が、視力または視野である、請求項22に記載の眼科用医薬。

【請求項 24】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリル、ラミブリル、カブトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物である、またはフォシノブリル、ラミブリル、カブトブリル、トランドラブリル、モエキシブリル、リシノブリル、キナブリル、エナラブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリルおよびそれらの混合物の活性代謝物である、または前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、フォシノブリラート、トランドラブリラート、モエキシブリラート、ラミブリラート、キナブリラート、エナラブリラート、ペリンドブリラートおよびベナゼブリラートである、請求項22または23に記載の眼科用医薬。

【請求項 25】

前記眼科用組成物が、固形剤または液剤の形態で存在する、あるいは経口的に、非経口的に、静脈内に、筋肉内に、局所的に、特に点眼剤により局所的に、または眼内注射によって投与することができる、請求項22から24のいずれか一項に記載の眼科用医薬。

【請求項 26】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.001から15%(w/v)、好ましくは0.05から10%(w/v)、より好ましくは0.1から3%(w/v)の範囲の濃度で投与される、請求項22から25のいずれか一項に記載の眼科用医薬。

【請求項 27】

前記少なくとも1種のアンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬が、0.1から0.2ml量で2%(w/v)の濃度で眼内注射により投与されるラミブリラートである、請求項22から26のいずれか一項に記載の眼科用医薬。